明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○森林法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五）　一
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九）　一

〔告　示〕

○ニューバガモヨ道路拡幅計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三七）　二
○ダルエスサラーム送配電網強化計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三八）　二
○ホニアラ港施設改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九）　二
○グルジア政府に対する贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四〇）　二
○学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（**文部科学**一七）　二
○重要文化財の管理団体の指定の解除の件（**文化庁**四）　三
○森林法施行令第三条第一号の農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（**農林水産**一五〇）　三
○保安林の指定をする件（**同**一五一～一五八）　三
○保安林の指定を解除する件（**同**一五九～一六一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一六二～一六四）　三
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**八一）　四
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（**同**八二、八三）　五
○航路標識に関する件（**海上保安庁**八～一三）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**三三）　六
○登録住宅性能評価機関の代表者等の氏名を変更した件（**中国地方整備局**一一）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**一四）　九

〔国会事項〕

諸事項　九

〔人事異動〕

内閣　人事院　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔褒　賞〕

官庁事項　一二

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一三

〔公　告〕

官庁
押収物還付、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
会社その他

省　令

○農林水産省令第五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第三条第一号の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号を次のように改める。

一　当該森林経営計画の対象とする森林が、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合

次のいずれかに該当すること。

イ　当該森林を含む小流域（造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして地域森林計画において定められている流域をいう。以下同じ。）内に存する森林（令第三条第一号の規定により市町村の長が指定した森林を除く。）の面積の二分の一以上であること。

ロ　当該森林を含む区域（路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして市町村森林整備計画において定められている区域に限る。）において三十ヘクタール以上であること。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十九条第二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏